

EU向け牛肉輸出における 森林減少防止に関する規則 (EUDR) 対応

2025年10月

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

EUDR (EU Deforestation Regulation) の概要

経緯

- 2023年6月29日、EUにおいて、農業が引き起こしている世界的な森林減少の防止を目的とした規則（Regulation on Deforestation Free Products (EUDR)）が発効。
- EU域内に対象品目（牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材の7品目とその派生製品である**牛肉**や**チョコレート**等）を上市（域内流通）するには、**当該製品が森林減少を引き起こしていないことを証明**（森林デューデリジェンス：当該製品の生産が森林減少につながらないことを示す情報の収集、リスクの評価、リスク緩和の措置）する必要。
- 2024年12月30日からの適用開始が予定されていたが、欧州委員会からの提案に基づき1年間の適用開始延期。
- 2025年10月21日に欧州委員会が簡素化案を発表。年内の採択を目指して、今後、理事会及び欧州議会で審議予定。（簡素化案のうち日本の事業者に関する事項）
大・中規模企業は2025年12月30日（零細・小規模事業者は2026年12月30日）からの適用開始。ただし、大・中規模企業の抽出検査が開始されるのは2026年6月30日開始予定。

EUDR (EU Deforestation Regulation) の概要

概要

＜対象品目＞牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及び派生製品

(例：牛肉※、牛皮、チョコレート、パーム油、タイヤ、木製家具、紙製品等)

※ 牛肉は2023年6月29日（規則発効日）以降に生まれた牛の肉かつ2025年12月30日（予定）以降（零細・小規模事業者は 2026年12月30日）に通関する牛肉

＜ポイント＞

✓ 対象品目をEU域内に上市するにあたって、オペレーター（EU域内に最初に製品を投入する事業者、日本からの輸出の場合は基本的にEU側の輸入業者が該当）は、以下を実施する必要

- ①森林減少フリー製品であること及び生産国の関連法規に従って生産された製品であることを示す情報を収集
- ②上記を証明するデューデリジェンス宣言書を作成
- ③EU域内に上市（通関）する前に生産地情報を電子システムにて申告。

※ 森林減少フリー製品とは、2020年12月31日以降に森林（=0.5ha以上、樹高5m以上、樹冠被覆率10%以上の土地）伐採されていない土地で生産された製品。オペレーターが、生産地の地点情報をもとに、衛星写真や認証制度等を用いて判断。

✓ オペレーターが電子システムで申告する主要事項

1. 事業者情報（名称、住所）
2. 製品情報（HSコード、名称、数量等）
3. **生産地情報（牛肉の場合は、出生からと畜までのすべての飼養地の住所（緯度・経度）等の情報（家畜市場やと畜場も含む）**

✓ 執罰規定あり（EU加盟国が設定し、オペレーター又はEU域内取引業者に適用）

✓ リスク分類（国ごとにリスク評価し、①高リスク国、②標準リスク国、③低リスク国に分類）に基づいたオペレーター及び製品の抽出検査の実施（低・標準リスク国ならば、製品の検査は不要。日本は低リスク国に該当するため、オペレーターの検査のみ。）

※抽出検査は2026年6月30日以降に開始（零細・小規模事業者は、2026年12月30日から開始）

✓ 定期的な規則の見直しによる対象品目の追加

輸出事業者が求められる対応

＜牛肉の輸出事業者が求められる対応＞

オペレーターは、通関前に飼養地情報を電子システムにて申告するため、輸出事業者は飼養地に係る情報を輸入業者から求められる。

✓ 最低限必要な情報（オペレーターがシステムで申告する必要のある事項）

出生からと畜までの飼養施設（家畜市場やと畜場も含む）の地点情報（農場名、住所、緯度・経度の情報）

※ 農場の形状全体をカバーする必要はなく、農場内 1 地点の情報を求められている状況。農場経営者名等の個人情報は不要。

✓ 要求される可能性のある情報（オペレーターが収集・保持する必要がある事項）

以下の事項に係る情報や根拠資料の提供を求められる可能性もあるため、輸出事業者は各インポーターにどういった情報が必要と考えているか確認する必要。

- ・製品が森林減少フリーか否かの情報（衛星写真、認証制度等）

- ・生産国における合法性（土地利用、環境・森林、人権、税・貿易関連法令等）の情報

※ 基本的には、生産国内において流通が許可されていれば合法と判断

衛星写真を用いた森林減少フリーの確認例①

- ① [Google Earth Engine](#)にForest Observatoryのマップコードを入れ、Run。
- ② 住所（緯度・緯度等）を検索し、森林に該当しているか確認。

The screenshot shows the Google Earth Engine interface. The top navigation bar includes 'Google Earth Engine', a search bar 'Search places and datasets...', and a user profile 'eudrmeat'. The left sidebar shows 'Owner (1)' with 'users/mfurusawa93/eudrmeat' and 'Writer' and 'Reader' sections. The main workspace has a code editor with a red box around it, labeled '②'. The code is as follows:

```
var image2020 = ee.ImageCollection('JRC/GFC2020/V1').filterDate('2020-12-31').first();

var visualization = {
  bands: ['Map'],
  palette: ['409221']
};

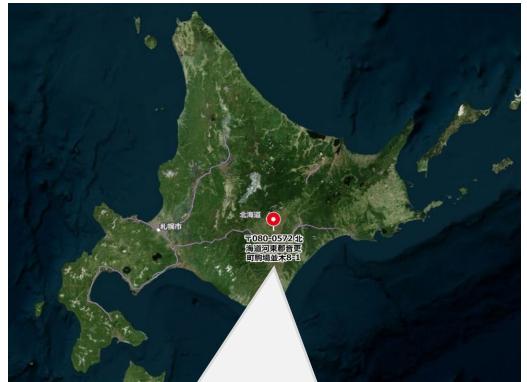
Map.setCenter(0.0, 0.0, 2);

Map.addLayer(image2020, visualization, 'EC JRC Global forest cover 2020 - V1');
```

The code is highlighted with a red box, and the 'Run' button above the code editor is also highlighted with a red box, labeled '①'. The map view shows a green forest cover visualization over East Asia, with labels for cities like Ulan Bataar, Hulunbuir, Chifeng, Harbin, Changchun, Shenyang, Dalian, and Tokyo. The bottom right corner of the map view has a red box labeled '①'.

衛星写真を用いた森林減少フリーの確認例②

Google Map



EU Forest Observatory
2020年12月末時点の森林を緑色表示



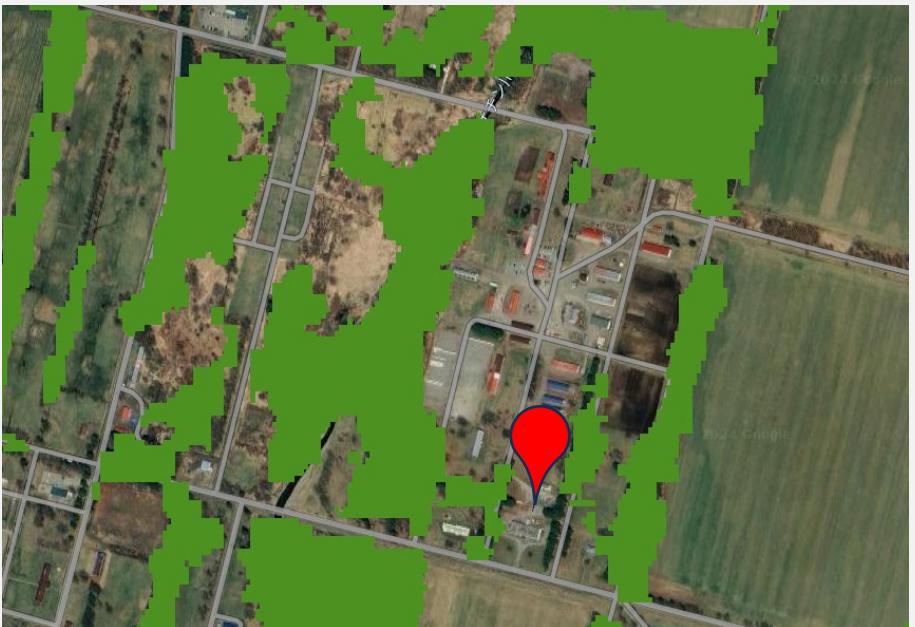
Google Earth Engine
地図と2020年12月末時点の森林を重ね合わせ



Google Map



森林減少フリーの確認



飼養地情報の収集方法例

例 1) EU等使用禁止薬剤不使用申告書を利用

EU等使用禁止薬剤の使用に係る申告書や飼料等給与履歴証明の記載情報を利用。

＜留意点＞

- ✓ EU等向けに牛肉を輸出するにあたり、申告書の記載内容を利用することに対して、事前に同意を得ること。
- ✓ あらかじめ、不使用申告書に「EU等向けに牛肉を輸出するにあたり、本申告書の記載内容を提供することに同意します。」といった記載をすることも一案。

例 2) 同意書様式を利用

(令和7年1月27日付け農林水産省畜産局食肉鶏卵課課長補佐（食肉鶏卵貿易班）事務連絡)

個人情報の第三者提供に係る同意書様式を利用。

例 3) 都道府県庁等を通じて情報を入手

牛の個体識別番号の情報等をもとに、該当する都道府県や家畜市場に問い合わせ、必要な情報を入手。

住所欄は飼養地情報を記載

(様式例)

※繁殖農家等：雄又は去勢、13か月齢未満の雌牛を上場・移動させる場合はこちら

肥育農家：月齢、性別に関わらず獣医師との合意書がある場合はこちら

氏名・名称：_____

住所：_____

電話番号：_____

EU等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

[EU等における使用禁止薬剤：□ホスホマイシン、□エストラジオール]

記

1. 個体識別番号：□□□□□□一□□□□□□一□□

2. 生年月日：_____年_____月_____日

3. 性別：□雄又は去勢・□雌（□未経産、□経産）

4. 転入有無：□無し・□有り
(転入日：_____年_____月_____日 転入時月齢：_____か月)

※該当するものに✓（転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入）

5. 転出日：_____年_____月_____日 (転出時月齢：_____か月)
以上

※EU等向けに牛肉を輸出するにあたり、本申告書の記載内容を提供することに同意します。

| (様式例)

氏名・名称：_____

住所・所在地：_____

EU向け牛肉輸出における森林減少防止に関する規則 ((EU) 2023/1115)への対応のための住所情報の提供に係る同意書

下記に示す飼養地（家畜市場、EU向け輸出牛肉取扱施設含む）が転出した牛について、EU向けに牛肉を輸出するにあたり、EUの森林減少防止に関する規則 ((EU) 2023/1115)への対応のため、本紙のすべての情報が転出先（出荷先）、輸出事業者、EU域内の輸入事業者、輸出事業者や輸入事業者の業務を支援する者及びEU当局へ提供されること、EU域内の輸入事業者が当該規則に関する手続きを行うEUのシステム内で公開する場合があることについて同意します。

記

1. 個体識別番号：□□□□□□一□□□□□□一□□

2. 出生日：_____年_____月_____日

3. 転入有無：□無し・□有り (転入日：_____年_____月_____日)

※該当する方に○（転入「有り」の場合は転入日を記入）

4. 転出日（出荷日）：_____年_____月_____日

5. 提供に同意する飼養地（家畜市場、EU向け輸出牛肉取扱施設含む）情報

住所：〒_____

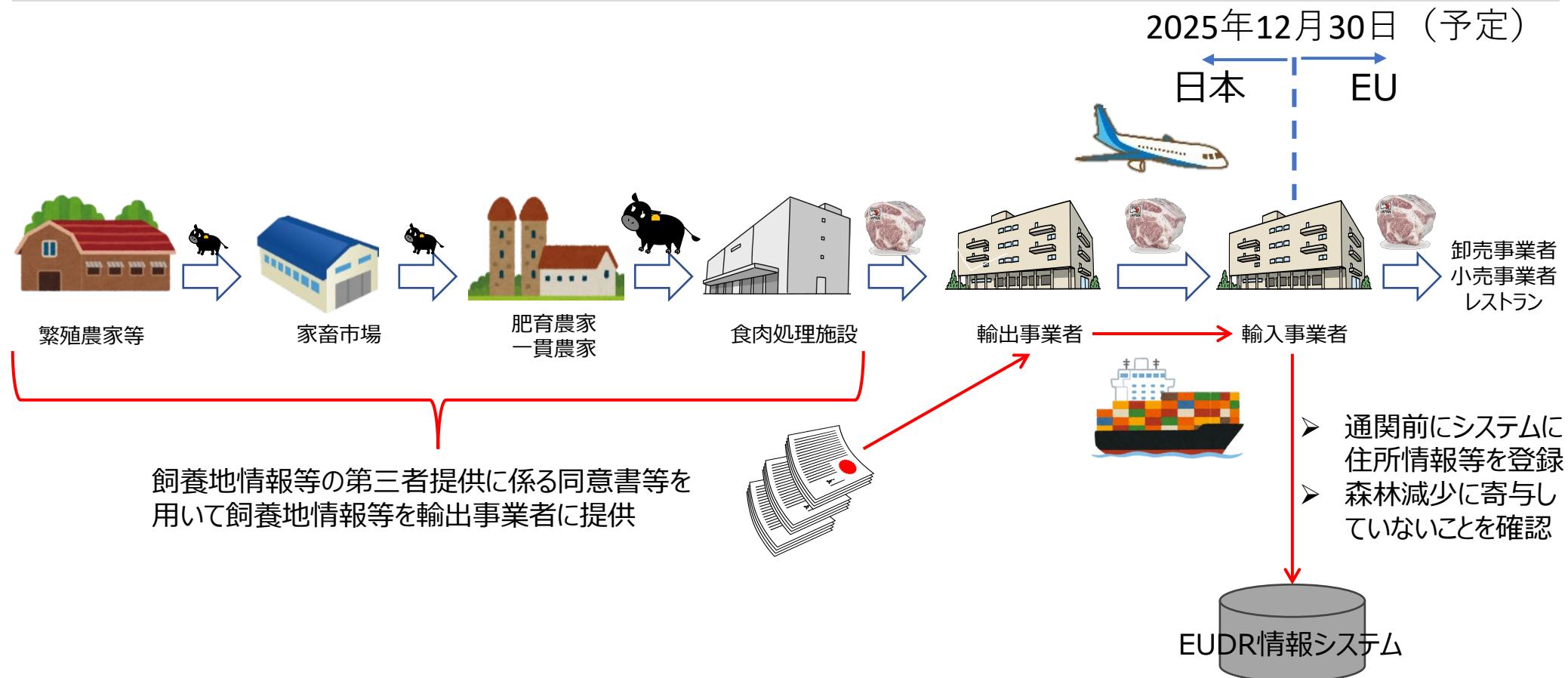
注 上記情報は、EU向け牛肉輸出におけるEUの森林減少防止に関する規則 ((EU) 2023/1115)への対応以外の目的には一切使用されません。

飼養地情報の収集方法例_同意書等の利用

輸出事業者は、繁殖農家、肥育農家等のすべての飼養地の住所情報等について第三者提供に係る同意書等を用いて情報収集し、輸入事業者に提供。

<同意書様式を用いた運用例>

- (1) 牛の飼養農家や家畜市場等の牛の飼養地の代表者又は責任者は、飼養地等の情報が第三者に提供されることについて同意する場合、同意書に必要事項を記入後、牛の転出又は出荷先に同意書を提出する。
- (2) 最終出荷農家やEU等向け認定と畜場は、同意書に必要事項を記入するとともに、当該牛が出生後に経由した農家等の同意書や同意書と一緒に束ねて、輸出事業者へ提供する。



都道府県庁（農林部局）、畜産関係団体のみなさまにお願いしたいこと

（1）畜産農家・家畜市場への周知

- EUにおける規則の変更に伴い、EU等に輸出される牛肉について、出生からと畜されるまでの飼養地住所の提出が必要となったことの周知。
- 輸出事業者等から、EU等使用禁止薬剤不使用申告書や飼料等給餌履歴証明に記載されている内容を輸出手続きの際に利用することについて、畜産農家に同意を求める可能性があることの周知。

★当課からも関係者への周知は行いますが、当課からの声が届きづらい畜産農家や家畜市場（特にJA全農県本部以外が運営する市場）への周知にご協力をお願いいたします。

（2）輸出事業者等からの問い合わせへの協力

- 輸出事業者等から畜産農家の飼養地情報等について問い合わせがあった際には、当該農家の同意取得の上、必要な情報を提供。

EU等向け輸出関係事業者のみなさまにお願いしたいこと

（1）EU等向け出荷農場への周知

○EU等向け出荷農場に対し、EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉について、出生からと畜されるまでの飼養地住所の提出が必要となったことを周知。

（2）EU等向け出荷農場における飼養牛の飼養地履歴の整理

○EU等向け出荷農場の飼養牛（または導入する牛）について、EU等使用禁止薬剤不使用申告書や飼料等給餌履歴証明に記載されている情報をもとに、これまでの飼養地情報を整理すること。

※ 必要に応じて、飼養地情報の利用について農家の同意を得ること。

（3）EU等向け牛肉輸出のインポーターとの連携

○インポーターに対し、EUDRについてどのような対応を求めるか、確認すること。

お問い合わせ先

農林水産省畜産局

食肉鶏卵課

食肉鶏卵貿易班

代表：03-3502-8111（内線4943）

ダイヤルイン：03-6744-2130